

一般質問通告書(令和5年6月定例市議会)

質問順序	質問者	質問の要旨	具体的内容	答弁順序	答弁者
1	匹田久美子	1. 高齢者福祉をさらに充実させていく取り組みについて	(1) コロナ禍を経た、現在の高齢者を取り巻く状況と課題を、どのように認識しているか。 (2) 医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」は、どのように機能しているか。その中で「地域包括支援センター」の役割はどのようなものか。 (3) 高齢者が家庭や地域で孤立しないよう、見守りや支え合い、集いの場をさらに充実させることが必要だと思うが、どのような支援があるか。		
		2. 「臼杵市公共施設等総合管理計画」にうたわれている、公共建築物のマネジメントについて	(1) 計画の中で、人口減少や税収の減少に伴う「10%程度の公共建築物の削減」を掲げているが、どのように推移しているか。 (2) 計画の背景や意義、内容についての市役所職員の理解や意識を、どのように深めていこうとしているか。 (3) 公共施設の配置や施設を用いた行政サービスについて、市民への情報公開と情報共有はどのように行っているか。		
2	広田 精治	1. 市議会議員に対する重要施策に関する情報の開示について	(1) 文書＝臼財第1414003号「旧県立野津高校跡地利活用事業に関する調査委員会」の調査について(以下「文書」という。)は、議会事務局に提出した原本が、その後何部コピーされたか、またその配布先について伺う。 (2) 情報公開請求により開示された文書は、「調査項目」に対する「説明」と130頁を超える資料からなっているが、50項目の「説明」全てが黒く塗りつぶされている。その理由を伺う。		
		2. 旧県立野津高校跡地の利活用事業について	(1) 旧県立野津高校跡地の利活用事業(以下「本事業」という。)に関して、利活用事業者の資金の調達先、破綻によって発生した一般債権者、市内農業者、商工業者に与えた損害について把握できているか伺う。 (2) 利活用事業者の公募参加申込み後、今日まで、以下の文書入手、精査したかどうか伺う。 ① 利活用事業者の法人設立以前の収支内訳書又は青色申告決算書 ② 利活用事業者の法人設立後数年の財務諸表 ③ 利活用事業者が代表取締役をつとめ、農産物販売や飲食業など本事業と事業目的をほぼ同様とする別の2つの株式会社の登記簿謄本と財務諸表 (3) 利活用事業者は、令和2年8月の事業計画概要書で「この事業を推進するため東京や世界で活躍しているプロ集団を巻き込んで会社を設立した」、「日本を代表する複合施設を」とまで公言している。以下伺う。 ① 利活用事業者が事業推進のために「巻き込んだ」という「プロ集団」の存在を確認、接触できたか。 ② この間、市長は本事業計画に関わり、どういった人物、企業、団体の挨拶を受け、意見を交わすなどしてきたか。 (4) 利活用事業者が、令和4年4月大分県に提出した「地域活動拠点創出事業実績報告書」(対象期間:令和4年1月13日～令和4年3月31日)によると計画施設内で16種前後の事業展開が記載されている。利活用事業者が代表取締役である他の2つの会社を含め経験値、実績を把握したか。 (5) 事業者選定審査委員会の委員を務めた金融機関代表や創業支援関係者は立地、地域経済と合わせて創業計画、事業計画を読み解く専門家だが、わずか半年で破綻した事実は、委員会に大きな見落としがあったと推測する。 ① 利活用事業者の力量と実績を示す、どんな資料を審査委員会に提出したか。 ② 本事業への評価はどのようなものだったかについて、事業計画への評価、利活用事業者の評価はどうであったか。 (6) 利活用事業者は、本事業で地域との連携について地域との協調・貢献策を示したとあるが、どのような協調・貢献策であったか伺う。 (7) 本市は、利活用事業者が従業員を解雇通知した令和5年2月19日以後今日までの間、利活用事業者の訪問、報告、連絡は何回受けたか。		
		3. マイナンバーカードをめぐる個人情報の流出に関する本市の対応について	(1) 令和4年10月からの1年間で、命に関わる別人の診療情報や薬歴、他人口座の誤登録など7,312件が発覚。別人の住民票の誤交付などが相次いでいる。 ① 総務省は全国の自治体に関連システムの点検を要請したが本市はどうであったか。 ② 先月の参議院地方創生デジタル特別委員会では、未だ表に出ていないが既に発生している登録ミスは残されたままであることが明らかになった。本市でミスが起きた場合は、どう対応するのか。		

一般質問通告書(令和5年6月定例会市議会)

質問 順序	質問者	質問の要旨	具体的内容	答弁 順序	答弁者
3	河野 巧	1. パブリックコメント制度の運用について	<p>市民が主体となって市の政策立案に参加できる制度の一つとしてパブリックコメント(意見公募手続)制度があります。白杵市においてもこれまで例規の改廃や計画策定等でパブリックコメントが利用されてきましたが、市民への周知が不足しており、浸透していないと考えます。その一つとして、短すぎる募集期間の設定や提出された意見の取扱いが不明瞭の場合に、意見の再提出が出来ないなどの要因があると考えます。近年の実績と課題、また、今後の取り組みについて市民へ分かりやすい説明についてのお考えをお聞きします。</p> <p>(1) 白杵市が行ったパブリックコメントの過去5年間の実績について</p> <p>① 募集期間の設定について</p> <p>② パブリックコメント実施の公開方法について</p> <p>③ 事案1件当たりの意見件数及び反映された意見と反映されなかった意見の割合</p> <p>(2) 白杵市が考えるパブリックコメントの課題と今後について</p> <p>① パブリックコメントによる政策立案への市民参加度について</p> <p>② 市民参画を促すための公表の在り方について</p> <p>③ 意見反映に対する内部組織の在り方と市民参画に対する今後期待すべきことについて</p>		
		2. 自治体における土地取得の考え方について	<p>白杵市でも過疎化が進み、空き家、空き地が増加傾向にあります。市街地を中心に駐車場化も進んでいます。近年ではコロナ禍とも重なり、民間企業の経営基盤は正常化には程遠く、資産を切り売りしている状況も見受けられます。また、市内での高齢化も進んでいる事で一般住宅に住む高齢者がお亡くなりになった後、身内の方が都合により資産の放棄といったケースも増えているとお聞きします。そこで、自治体(白杵市)での民間の土地購入について伺います。</p> <p>(1) 自治体が民間の土地を購入する場合の制約等について</p> <p>(2) 白杵市が土地取得した場合の転売や貸す場合のルール及び公表について</p> <p>(3) 道路拡幅における用地取得の考え方との整合性について</p>		
		3. 旧県立野津高校跡地土地利用事業のその後について	<p>令和5年3月定例会の冒頭、中野市長から、旧県立野津高校跡地土地利用事業者として決定していた株式会社NEXT FARM(代表 玖須一樹氏)が令和5年2月19日付けで経営不信を理由に突然事業を停止したことが報告されました。白杵市議会においても議長、副議長を初めとする8名の議員による調査委員会が設置され、協議が行われているとのことです。事業停止してから約4ヶ月が経過し、その間、この件に関する白杵市及び白杵市議会としての対応に関する進捗状況について広く市民に報告する義務があると考え以下について伺います。</p> <p>(1) 白杵市としての対応について</p> <p>① 株式会社NEXT FARM 代表 玖須一樹氏との話合いについて</p> <p>② 代理弁護士との話合いについて</p> <p>③ 大分県との話合いについて</p> <p>④ 金融機関との話合いについて</p> <p>⑤ 債権者との話合いについて</p> <p>⑥ 農産物出荷農家との話合いについて</p> <p>⑦ 白杵市の債権に関する話合いについて</p> <p>⑧ 白杵市の事務手続きの不備の内容と今後の対策について</p> <p>⑨ 本事業の進め方及び問題点(農業関係の補助金を含む)の検証について</p> <p>(2) 住民監査請求に関する件について</p> <p>① どのような請求でどのような結果となったのか</p> <p>② 監査結果に付された意見に対する白杵市としての対応策はどのようなものか</p> <p>(3) 市長による要求監査に関する件について</p> <p>① どのような要求でどのような結果となったのか</p> <p>② 市長による要求監査結果の公表と対応策はどのようなものか</p>		

一般質問通告書(令和5年6月定例会市議会)

質問順序	質問者	質問の要旨	具体的内容	答弁順序	答弁者
4	奥田 富美子	1. 情報公開制度について	<p>市民は情報公開制度を活用して、市政がどのように行われているのか知ることができます。行政機関が市民に求められた情報を請求に基づき公開することで、市役所の仕事がきちんと行われていることの証明につながります。</p> <p>(1) 白杵市の窓口における請求件数、窓口での対応と開示されるまでの手順はどうなっていますか</p> <p>(2) 白杵市情報公開条例第25条(公文書の管理)第1項では「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理しなければならない。」、また、第2項では「実施機関は、請求者が容易にかつ的確に公文書を検索することができるよう、管理する公文書の目録を作成し、閲覧に供しなければならない」と規定されています。この規定に基づく、目録は作成していますか。</p> <p>(3) 同じく同条例 第17条(情報公開の総合的推進) では「実施機関は、この条例に基づく公文書の公開を行うほか、市民等が必要とする情報を的確に把握し、適正かつ有効な利用を促進するとともに、情報公開施策の総合的な推進に努めなければならない。」と規定されています。情報公開制度については他市のホームページと比べても工夫の余地があると思います。今後の対応についてお尋ねします。</p>		
		2. 高齢者の移動手段の確保について	<p>現在、白杵市では白杵市地域公共交通活性化協議会などで、高齢者を含む交通弱者に対応するため協議を重ねています。しかし、居住地や各自のニーズに対して応えきれていない現状もあると聞きます。白杵市の現状とその課題や対策について、どのようにお考えですか。</p>		
		3. 高齢者学級「亀城学園」、「亀城大学」、「白寿大学」の運営について	<p>仲間づくりや健康づくりをしながら楽しく学ぶ場所として、白杵市中央公民館では「亀城学園」と「亀城大学」、野津中央公民館では「白寿大学」が開催されています。対象年齢が60歳以上となっていますが、募集定員になかなか達しないと聞きます。一方で、市民歴史講座には定員以上の応募があり、市民の学習意欲は高いと思われます。対象者の学びたい内容も多様化していると考えられます。以上のことからこれまでの学習内容に加えて、講座のラインナップの充実を図ってはいかがでしょうか</p>		
5	平川 幸司	1. 市役所(消防)職員の働き方と業務量に応じた職員数について	<p>(1) 近年の市役所全体の業務量とそれに伴う超過勤務について</p> <p>(2) 子育て世代の職員の男性育児休業や看護休暇の取得について</p> <p>(3) 現在の職員数は適正と考えるか</p> <p>(4) 消防署の現状と今後の体制について</p>		
		2. 市が管理している地域の公園の利活用について	<p>(1) 現状について</p> <p>(2) 課題について</p> <p>(3) 今後の計画について</p>		

一般質問通告書(令和5年6月定例会市議会)

質問 順序	質問者	質問の要旨	具 体 的 内 容	答 弁 順 序	答 弁 者
6	戸 匹 映 二	<p>1. 誰もが投票しやすい環境づくりについて</p> <p>2. 市の管理する公共トイレの整備と利便性の向上について</p> <p>3. 带状疱疹予防へのワクチン接種について</p>	<p>(1) 誰もが投票しやすい環境整備の現状について</p> <p>① 障がい者や高齢者など、誰もがスムーズに投票できる環境づくりとしてどのような工夫や体制がとられているか、その現状を伺う。</p> <p>(2) 誰もが投票しやすい環境整備の充実について</p> <p>① 障がい者や高齢者などで意思疎通が難しい場合に備えて、手助けしてほしい項目を事前に記入して投票時に示せる「投票支援カード」を作成・活用しては如何か。</p> <p>② 投票時における「コミュニケーション支援ボード」の活用も有効と考えるが如何か。</p> <p>(1) 公共トイレの改修、整備について</p> <p>① 現状での公共トイレの改修、整備状況を伺う。</p> <p>(2) 障がいを持つ人や高齢者等の利便性の向上について</p> <p>① 男性トイレへのサンタリーボックスの設置が必要と考えるが如何か。</p> <p>② 高齢者等への配慮として、全ての公共トイレに手すりの設置が必要と考えるが如何か。</p> <p>(1) 市ホームページの带状疱疹への注意喚起に係る掲載内容の充実について</p> <p>① 現在接種することができる2種類のワクチンの違いや効果についての概要説明を掲載していただきたいが如何か。</p> <p>② ワクチンを接種できる市内の医療機関の一覧を掲載していただきたいが如何か。</p> <p>(2) ワクチン接種への補助について</p> <p>① 令和4年6月定例会での質問では「補助は考えていない」との答弁であったが、その後ワクチン接種に対する補助を行う自治体も増加してきているが、補助について市の考えを改めて伺う。</p>		
7	安 東 鉄 男	<p>1. 白杵市における文化財保存活用地域計画策定による文化財の有効な保存活用の取り組みと今後の展望について</p>	<p>本市には、国宝・特別史跡白杵磨崖仏をはじめ、県史跡白杵城跡、近世の古文書や絵図など多種多様な文化財がある。</p> <p>また、更に平成25年からの調査によって「国指定史跡下藤キリシタン墓地」が発見された。全国でも初めて完全な形で発見されたこの墓地は、国宝・特別史跡白杵磨崖仏に代表されるように中世において高度な仏教文化が根付いていた当地域において、野津地域のイメージを大きく変え、将来、このキリシタン遺跡を活用した、新たな観光、地域おこしの資源となる可能性が見えてきた。</p> <p>そうした中、本市では令和3年度から「白杵市文化財保存活用地域計画」の策定に取り組み、今年度で策定が完了するが、計画の方向性、組織の体制や施設・設備、観光振興を含めた将来像など次の3点を伺いたい。</p> <p>(1) 本市の「文化財保存活用地域計画」策定の目的とその方向性はどのようなものか。</p> <p>(2) 文化財の効果的な活用のために必要な担当課の体制とそのため の施設・設備について、どのように考えているか。</p> <p>(3) 「文化財保存活用地域計画」に基づく文化財の保存活用により、観光振興を含め、本市の将来像をどのように考えるか。</p>		